

令和3年度

みやき町教育の基本方針



みやき町教育委員会

令和3年度 みやき町教育の基本方針

少子高齢化や環境問題、グローバル化の進展など、今、社会は大きな変革期を迎えており、教育行政の面でも、教育制度の改正など、教育を取り巻く環境も大きく変化しています。

また、教育基本法では、教育の目的を「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して」行うものとされています。

こうした中、みやき町教育委員会は、教育基本法の本質にのっとり、町民の理解と協力のもとに、一人ひとりが豊かな人間性を培い、生涯にわたって自ら学ぶ意欲を養うなど生きる力を育むとともに、国際的視野に立ち、進展する社会に創意をもって対応し、文化の創造や産業の振興など社会や地域の発展に貢献できるよう、心身ともにたくましい、明日を生き抜く町民を育成することをめざし、次の基本方針のもと、本町教育の振興に取り組みます。

- I 「生きる力」を育む教育の推進
- II 教育活動を支える環境の整備
- III 社会教育の振興、歴史や文化の情報発信
- IV たくましい心身の育成をめざす 町民総スポーツの振興
- V 国際・地域間交流の推進

推進にあたっては、教育は家庭を出発点とし、地域や学校が一体となった社会全体で担うものであるという基本に立ち返り、

- 学校は、教育の専門機関として、確かな学力の定着や豊かな心と健やかな体の育成など、自立した個人として実社会や実生活を生き抜く基礎となる資質・能力を育むもの
- 家庭は、教育の出発点として、基本的な生活習慣や社会における規範意識など、学校生活、社会生活などで必要な基礎的な素養を育むもの
- 地域は、人間性や社会性などを幅広く育む場として、多様な人材や資源を活かして学校や家庭での教育を支援するとともに、様々な教育や学習活動の機会を提供するもの

との役割分担のもと、みやき町教育委員会は、教職員一人ひとりの専門性の確保と、学校と家庭、地域社会のこれまで以上の連携・協力、限りある財源と人材の有効活用を図り、本町教育の振興に努めていきます。

この振興にあたって、教育に携わる者は、人間教育の原点にたち、その使命と責任の重大さを自覚し、常に研鑽に努め、町民の期待と信頼に応えなければなりません。

令和3年4月

みやき町教育委員会

みやき町教育の基本方針

基本方針Ⅰ 「生きる力」を育む教育の推進

- (1) 確かな学力を育む教育の充実
- (2) 豊かな心を育む教育の充実
- (3) 健やかな体を育む教育の充実

基本方針Ⅱ 教育活動を支える環境の整備

- (1) 教職員の資質の向上及び特別支援教育の一層の充実
- (2) 学校施設・社会教育施設等教育環境の充実
- (3) 学校・家庭・地域が連携した教育の充実
- (4) 就学支援・子育て支援制度の推進
- (5) 地域ぐるみの安心安全体制の確立

基本方針Ⅲ 社会教育の振興、歴史や文化の情報発信

- (1) 生涯学習の環境づくりと家庭教育・体験活動の充実
- (2) 総合的な放課後子どもプランの実施及び活動の充実
- (3) 歴史的文化財の認識と郷土愛を育む教育の充実

基本方針Ⅳ たくましい心身の育成をめざす 町民総スポーツの振興

- (1) 生涯スポーツ・競技スポーツの振興

基本方針Ⅴ 国際・地域間交流の推進

- (1) グローバル人材の育成

基本方針Ⅰ 「生きる力」を育む教育の推進

(1) 確かな学力を育む教育の充実

急速に変化する今日の社会の中であって、子どもたちには、自ら考え、行動できる自立した個人として、心豊かにたくましく生き抜いていく基盤となる力を育むことが求められています。

そのためには、知識や技能を単に「覚える」のではなく、変化する社会の中で「学び続け」、それらを活用して「考え」、新たな知恵を「創造」し、課題解決に向けて他者と「協働」していく力が必要です。

みやき町教育委員会では、確かな学力の定着のため、子どもたちの学力や学習の状況を把握・分析し、その結果に基づく個に応じた指導の充実を図るとともに、子どもたちにとって魅力があり、わかりやすい授業を積極的に展開することにより、確実な学力の向上を図っていきます。

各教科の基礎的・基本的な知識・技能を確実に身につけさせることは言うまでもなく、学んだ知識や技能を活用するための思考力、判断力、表現力等の育成とともに、子どもたちに学ぶことの目的意識や興味・関心を持たせ、学習意欲の向上に努めていきます。

そして、学校・家庭・地域が一体となり、みやき町で育つ子どもたちが、高い志と生き生きと主体的に学び続ける力を身に付け、自分や社会の課題を解決し、生き抜く力を獲得するための取り組みを進めてまいります。

(2) 豊かな心を育む教育の充実

生命を尊重する心、思いやりの心や社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心など、豊かな人間性を育むための心の教育の充実を図っていくため、ボランティア活動や自然体験活動など、児童生徒の発達段階に応じた心の教育や体験活動を通して「夢と高い志を持ち挑戦する」子どもの育成を推進します。

また、不登校問題の解決のため、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応や、未然防止・早期発見・早期対応のための体制の整備充実に取り組みます。

いじめの問題はどの子にも起こりうる問題であるとの認識を持ち、家庭との連携を図ると共に、子どもたちの状況をよく見極め、いじめの実態把握と、万が一発生した場合の早期対応に努めます。特に児童生徒の生命、心身または財産への重大な被害を及ぼすような重大案件が発生したときには、いじめ防止対策推進法に基づき設置した、『みやき町いじめ・体罰等問題対策委員会』を招集し、問題の調査・検証・事実確認を行い専門的な知見をもとに再発防止に取り組みます。

問題行動の予防や解決を図るため、家庭や地域、専門機関と連携し、小・中学校の一貫性を持った生徒指導体制の充実を図ります。

(3) 健やかな体を育む教育の充実

「食」は、知・徳・体の基礎となるものであり、成長期にある子どもたちの健やかな体を育むため、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校における食育を積極的に推進します。

学校体育では、すべての子どもたちに、生涯を通じて運動に親しみ、心身ともに健康で活力のある生活を営むための基礎的能力を育成するため、発育発達や個人差を踏まえた

指導を充実させるとともに、体育的行事や特別活動など学校教育全体を通して、体力向上へ向けた総合的な取り組みを充実させていきます。

中学校の運動部活動や社会体育は、異年齢集団での活動を通して仲間意識や協調性が育まれるなど、児童生徒の健全な心身の発達に対し大きな教育的効果が期待できます。これらの振興を図るため、指導者として地域の人材等の外部指導者を活用するなど、指導体制の強化や指導者の資質向上に取り組むとともに、運動部活動や社会体育への理解と協力の意識を高めるための取り組みを進めていきます。

基本方針Ⅱ 教育活動を支える環境の整備

(1)教職員の資質の向上及び特別支援教育の一層の充実

子どもたちに質の高い教育を提供するとともに、様々な教育課題に的確に対応していくため、最大の教育環境である教職員は、常に自らのさらなる資質向上を目指し研修に励んでいく必要があります。

確かな力量と熱い情熱、総合的な人間力を備えた教職員を育成するため、教職員のライフステージに応じた研修や時代の変化に対応した研修、指導方法改善を目的とした研修など、校内・外における研修への積極的な参加を奨励し、実践的な指導力、さらには学校の教育力の向上を目指します。

また、GIGAスクール構想による学習者用端末の児童生徒1人1台の実現により、学びの在り方が変わっていくなかで、教職員の果たすべき役割、指導体制の在り方や教職員のICT活用指導力を向上させる方策について、効果的な方法を検討し推進していきます。

教員の発達障害児に対する理解や支援に関する専門性の向上を図るとともに、発達障害児に対する校内支援体制のより一層の充実に取り組みます。

また、「個別の教育支援計画」の作成を促進し、関係機関等との連携を推進して、障害のある児童生徒に対する支援の質の向上を図ります。

特別支援学校と小・中学校の児童生徒による交流を継続的に行うことにより、相互理解を促進するとともに、各学校の保護者や地域の方々に対し、特別支援学校の制度や就学の在り方、特別支援学校・特別支援学級の教育内容等についての理解・啓発活動を推進します。

(2)学校施設・社会教育施設等教育環境の充実

多様な個に応じた教育と、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな子どもの育成のため、ゆとりと潤いのある教育施設の整備充実を図ります。

児童生徒が一日の多くを過ごす生活の場として、また、個性や創造性を伸ばす学習の場として、安全・安心な学習環境の整備を図るとともに、教育内容の高度化や指導方法の多様化など時代のニーズに応じた施設・設備の整備・充実に取り組めます。

また、知識基盤社会化やグローバル化に対応した子どもたちの育成と教育の質の向上を図るために、情報活用能力の育成と情報機器の効果的活用及び校務の情報化を実現するための教育ICT環境の整備をさらに進めるとともに、快適で適切な稼働環境の確保を図

りつつ、適切な維持管理に努めます。

(3)学校・家庭・地域が連携した教育の充実

社会の大きな変化の中で、学校や家庭・地域の在り方や機能、教育に対する期待やニーズも大きく変化しています。

子どもたちの健やかな育成のため、今こそ、学校・家庭・地域社会のそれぞれが、相互に機能しあえるよう組織を整え、一体となって教育に取り組む必要があります。

みやき町教育委員会は、町民の教育への関心をより一層高め、学校は家庭や地域における取り組みを支援し、また、家庭や地域は学校と課題を共有し、解決に協力するなど、学校・家庭・地域が相互の理解を深め、連携しながら、それぞれの立場から学校の教育活動を支援する取り組みを推進していきます。

また、放課後や週末などにおいて、子どもたちの学習・体験活動の機会の充実や安心・安全の確保に向け、地域住民の協力を得ながら、その取り組みを進めていきます。

(4)就学支援・子育て支援制度の推進

いじめ、不登校、ひきこもり、経済的困窮、養育環境における課題など、困難を抱える子どもを取り巻く様々な課題に対し、学校、行政、家庭、地域、関係機関等の連携による組織的な対応を図り、解決に向けて取り組みます。

放課後等においても、子どもの言動を十分理解し、支援を必要とする子ども及びその家庭を早期に発見し、学校、行政及び専門機関との連携を図るとともに、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子どもたちの健やかな成長を支援します。

(5)地域ぐるみの安全安心体制の確立

学校における児童生徒の防犯・交通安全教育を進めるとともに、保護者や地域社会、みやき町青少年サポート隊等の地域ボランティア、警察等の関係機関と連携した、地域ぐるみの学校安全体制の整備・充実を推進します。

基本方針Ⅲ 社会教育の振興、歴史や文化の情報発信

(1)生涯学習の環境づくりと家庭教育の充実

心の豊かさと生きがいのための学習意欲の増大への対応や、社会・経済情勢の変化の中における地域の課題解決のためには、生涯にわたり「いつでも、どこでも、なんでも」学ぶことのできる学習環境づくりとともに、学ぶ気運の醸成を図っていく必要があります。

みやき町教育委員会では、多様な学習機会の提供を行うなど、生涯学習についての情報提供や施策の推進を図る積極的な取り組みを進めていきます。

また、生涯学習による成果が、地域のボランティア活動や子どもの健全育成、あるいは学校等の教育活動支援等にも有効活用されるよう、地域人材情報の提供などに取り組みます。

核家族化や都市化が進み、社会環境や生活様式が大きく変化する中で、家庭の教育力の向上が課題となっています。子どもたちの豊かな人間性を育み、基本的な生活習慣や社会における規範意識など、学校生活や社会生活などで必要な基礎的な要素を育む原点ともいえる家庭の教育力向上のため、学校・家庭・地域が連携・協力し、家庭教育を支える体制づくりを推進します。

さらに、未来を託す子どもたちが、夢を抱き生き抜く力を兼ね備えた大人に成長し、またそれを支える家庭・地域が十分にその力を発揮し、子どもたちの自立を後押しするため「みやき町地域の子育て10か条」を推進します。

(2)総合的な放課後子どもプランの実施及び活動の充実

教育は家庭を出発点とし、地域や学校が一体となった社会全体で担うものです。しかし、近年、家庭・地域・学校はそれぞれに多様な問題を抱えており、地域全体で子どもを育む仕組みを意識的に再構築していく必要に迫られています。

みやき町教育委員会は、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して健やかに育まれるよう、地域の方々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動など、学校と地域全体で子どもたちを見守る環境づくりを目指し、「放課後子どもプラン」を推進します。

(3)歴史的文化財の認識と郷土愛を育む教育の充実

ふるさとの歴史的文化財は、先人たちが郷土の自然や風土の中で育み継承してきたものであり、今なお人々の心のよりどころとして生活のなかに生きています。それらふるさとの歴史や文化のすばらしさを後世に伝えていくため、町民自らがふるさとの歴史や文化のすばらしさを再発見・再認識できるような取り組みを進めていくとともに、積極的に情報を発信していきます。

基本方針Ⅳ たくましい心身の育成をめざす 町民総スポーツの振興

(1)生涯スポーツ・競技スポーツの振興

スポーツは、健康の保持増進や体力の維持向上に役立つことはもとより、明るく活力に満ちた社会づくりにも寄与するものです。

そのため、それぞれの年齢・体力・目的に応じ、町民の誰もがスポーツに親しむことができるよう、その環境づくりを進めていきます。

また、いわゆる「する・みるスポーツ」だけでなく、地域のスポーツ活動の指導やスポーツイベントの運営支援等の「ささえるスポーツ」としてのスポーツボランティア活動を推進していきます。

県や全国レベルの各種スポーツ大会において、本町のチームや選手が活躍することは、町民に自信と誇りを与え、郷土意識の醸成等に寄与することはもとより、スポーツへの関心を高め、生涯スポーツの振興にも資するものといえます。

競技スポーツの振興を図るため、体育協会と連携を図りながら競技志向者の増加と育成に努め、あわせて町の活性化に資するよう取り組んでいきます。

基本方針Ⅴ 国際・地域間交流の推進

(1) グローバル人材の育成

国際感覚あふれ、世界を相手に活躍するグローバル人材の育成を図るため、また、異文化を理解し心豊かな人生を過ごすという生涯教育の観点から、学校教育における外国語学習などの充実を図るとともに、国際交流事業を促進し、国際化に対応できる教育を推進します。

また、周辺市町や国内他地域との多様で多彩な人・モノ・情報の交流を通して、将来、さまざまな分野でグローバルに活躍するために必要な教育に力を入れます。